

## 大谷荘指定短期入所生活介護事業所 利用料金表

### 短期入所生活介護

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度及び居室の種類に応じて異なります。）

（個室利用の場合） 1割負担分

	基本単位	機能訓練体制加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算 (Ⅰ)	自己負担額
要介護 1	596	12	4	8	22	53	17	712
要介護 2	665	12	4	8	22	59	19	789
要介護 3	737	12	4	8	22	65	21	869
要介護 4	806	12	4	8	22	71	23	946
要介護 5	874	12	4	8	22	76	25	1,021

（多床室利用の場合） 1割負担分

	基本単位	機能訓練体制加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算 (Ⅰ)	自己負担額
要介護 1	596	12	4	8	22	53	17	712
要介護 2	665	12	4	8	22	59	19	789
要介護 3	737	12	4	8	22	65	21	869
要介護 4	806	12	4	8	22	71	23	946
要介護 5	874	12	4	8	22	76	25	1,021

☆ 利用者または家族等からの希望により、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をご負担していただきます。片道：184円

☆ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、1ヶ月の合計（食費・居住費を除く。）に8.3%が加算されます。

☆ 特定処遇改善加算(Ⅰ)として、1ヶ月の合計（食費・居住費を除く。）に2.7%が加算されます。

☆ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せします。

☆ 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急にショートステイ利用が適当であると医師が判断した者に対し、利用開始日から起算して7日を上限として、1日につき200単位を加算します。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合や、法定代理受領サービスに該当しない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自

己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

- ☆ 利用者に提供する居室及び食事に係る費用は別途いただきます。（（2）①②参照）
- ☆ ご本人の収入状況に応じて2割負担もしくは3割負担になる場合があります。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、原則として利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ①**居室の提供** 利用中における居室、光熱水費等に係る費用です。

利用料金（滞在費）：多床室 855 円／個室 1,171 円（1 日）

- ②**食事の提供** 利用者に提供する食事の材料及び調理に係る費用です。

利用料金（食費）：1,392 円（1 日）／朝食 354 円／昼食 554 円／夕食 484 円

\* ただし、①②の利用料金については、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は下記のとおり負担が軽減されますので、「介護保険負担限度額認定証」をご提示願います。

	滞在費（1日当たり）		食費（1日当たり）
	多床室	個室	
第1段階	0 円	320 円	300 円
第2段階	370 円	420 円	390 円
第3段階	370 円	820 円	650 円

（減額分については、特定入所者支援サービス費として、介護保険の給付対象となります。）

- ③**理髪・美容**

- ④**レクリエーション、クラブ活動**

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ⑤**複写物の交付**

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

- ⑥**日常生活上必要となる諸費用実費**

日常生活品の購入代金等の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ☆ 短期入所の利用限度日数（30 日）を超える場合は介護保険の適用を受けられませんのでサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

## 予防短期入所生活介護

### <サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要支援度及び居室の種類に応じて異なります。）

#### 《個室利用の場合》 1割負担分

	基本単位	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	特定処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額
要支援 1	446	12	22	40	13	533
要支援 2	555	12	22	49	16	654

#### 《多床室利用の場合》 1割負担分

	基本単位	機能訓練体制加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	特定処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額
要支援 1	446	12	22	40	13	533
要支援 2	555	12	22	49	16	654

☆ 利用者または家族等からの希望により、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をご負担していただきます。

片道：184円

- ☆ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、1ヶ月の合計（食費・居住費を除く。）に8.3%が加算されます。
- ☆ 特定処遇改善加算（Ⅰ）として、1ヶ月の合計（食費・居住費を除く。）に2.7%が加算されます。
- ☆ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せします。
- ☆ 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急にショートステイ利用が適当であると医師が判断した者に対し、利用開始日から起算して7日を上限として、1日につき200単位を加算します。
- ☆ 利用者がまだ要支援認定を受けていない場合や、法定代理受領サービスに該当しない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防支援計画（以下「予防プラン」という）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 利用者に提供する居室及び食事に係る費用は別途いただきます。（（2）①②参照）
- ☆ ご本人の収入状況に応じて2割負担もしくは3割負担になる場合があります。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、原則として利用料金の全額が利用者の負担となります。

### ①居室の提供

利用中における居室、光熱水費等に係る費用です。

利用料金（滞在費）：多床室 855 円／個室 1,171 円（1 日）

### ②食事の提供

利用者に提供する食事の材料及び調理に係る費用です。

利用料金（食費）：1,392 円（1 日）／朝食 354 円／昼食 554 円／夕食 484 円

\*ただし、①②の利用料金については、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は下記のとおり負担が軽減されますので、「介護保険負担限度額認定証」をご提示願います。

	滞在費（1 日当たり）		食 費（1 日当たり）
	多床室	個 室	
第 1 段階	0 円	320 円	300 円
第 2 段階	370 円	420 円	390 円
第 3 段階	370 円	820 円	650 円

（減額分については、特定入所者支援サービス費として、介護保険の給付対象となります。）

### ③理髪・美容

### ④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

金額：購入代金

☆ 短期入所の利用限度日数（30 日）を超える場合は介護保険の適用を受けられませんのでサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。